

より良い消費者市民都市をめざして《第二次浜松市消費者教育推進計画》

計画の詳細版は浜松市
HPに掲載しています。

QRコード➡



【計画の策定】

本市では平成28年度に「浜松市消費者教育推進計画」（計画期間：平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までの5年間）を策定し、消費者教育の普及に向けた施策を実行してきた。

第一次計画では、消費生活相談員の増員による相談体制の一層の充実や消費者教育コーディネーターの増員、学校教育における消費者教育教材の作成等、一定の成果をあげた。一方で、成果指標として掲げた「消費生活センターの認知度」・「消費者市民社会の概念の普及度」についての達成度は低位となった。

「消費者市民社会」が目指す、公正かつ持続可能な社会の形成という課題は、平成27年9月に国連で「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されたこともあり、より重要な課題となっている。例えば、SDGsの12番目の目標「つくる責任 つかう責任」では、事業者の取組を促すとともに、消費者自らが意識を持ち、適切な行動をする（エシカル（倫理的）消費）ことが求められている。

このようなことから、本市ではエシカル消費の概念の普及に注力しており、なかでも「フェアトレード」については、平成29年11月に地域一体となり、「フェアトレードタウン」の認定を受けることができた。

本市では、社会情勢の変化に応じて、施策の検証や見直しを行い、令和2年度までの第一次計画に引き続き、令和3年度からの第二次計画においても消費者市民社会の形成をめざして消費者教育を強力に推進していく。

【計画の理念】

消費者教育の推進による安全・安心でより良い消費者市民都市の実現

消費者教育の推進により、市民すべてが自立した消費者となり、消費者市民社会の一員となることによって、安全・安心な消費生活環境が整備されたより良い市民都市が形成されることを理想とし、計画の理念を「消費者教育の推進による安全・安心でより良い消費者市民都市の実現」とする。

【計画の位置づけ】

本計画は、推進法第10条第2項の規定に基づき、「本市における消費者教育の推進に関する施策を総合的かつ一体的に推進していくための基本指針を定めるもの。

策定に当たっては、本市の基本指針である浜松市総合計画に即したものとしている。

【計画期間】

令和3年度から令和7年度（5年間）

【施策の体系】

【理念】

消費者教育の推進による安全・安心でより良い消費者市民都市の実現

【目標】

【目標1】
消費者教育と消費者市民社会についての理解促進

- ・消費者教育の必要性と消費者市民社会について周知
- ・SDGsの理念を踏まえ、エシカル消費・フェアトレードの概念の普及

【目標2】
消費者教育推進の体制整備

- ・発達段階に応じた消費者教育教材の提供
- ・教職員に対する消費者教育に関する研修会の実施や情報提供
- ・消費者教育コーディネーターを活用した連携の強化
- ・消費者団体と協働による消費者教育の推進
- ・事業者・従業員への消費者志向経営の概念の普及
- ・消費者教育に関連した取組の連携と情報交換の推進
- ・HP・SNSを活用した広報の強化

【目標3】
ライフステージに対応した消費者教育の推進

- ・親子で学べる消費者教育の実施
- ・成年年齢引下げに伴い、若年層への消費者教育の推進
- ・運輸・通信サービスなど、相談件数の多い分野に関する一層の注意喚起
- ・インターネットトラブル、SNS、情報商材、マルチ商法等への注意喚起
- ・大学と連携し、出前講座等による消費者教育の推進
- ・高齢者の消費者トラブルを未然に防ぐ効果的な取組
- ・関係者のネットワークによる高齢者等の消費生活の見守り
- ・障がいのある人の障がい特性に配慮した対応、情報の提供
- ・環境教育と消費者教育の連携
- ・食育と消費者教育の連携
- ・外国人への消費者被害の対応、消費者教育の推進

周知・普及をすすめる概念について

消費者市民社会

消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会（消費者教育の推進に関する法律（以下「推進法」という。）第2条第2項）をいう。

エシカル（倫理的）消費とは

より良い社会に向けた、人・社会、地域、環境などに配慮した消費行動のこと。消費者が、自らの行動が社会へあたえる影響を自覚し、行動することが重要である。

エシカル消費の推進は、持続可能な開発目標（SDGs）の12番目の目標である「つくる責任つかう責任（持続可能な消費と生産の形態を確保する）」にあたる。

フェアトレードとは

フェアトレードとは、発展途上国で作られた製品や生産された原料を、「適正な価格」で「継続的に購入」し、立場の弱い生産者や労働者の生活改善と自立を目指す「公正な貿易の仕組み」。人や社会、環境などに配慮したフェアトレード商品を購入することはエシカル消費にあたる。



フェアトレードタウン浜松

浜松市は平成29年11月、市民、市民団体、事業者と行政などが一体となり、地域ぐるみでフェアトレードを推進するフェアトレードタウンの認定を受けた。

認定団体は一般社団法人日本フェアトレードフォーラムで、浜松市は熊本市、名古屋市、逗子市に続いて、日本で4番目。その後、札幌市、いなべ市も認定を受け、合わせて6都市がフェアトレードタウンとなった。

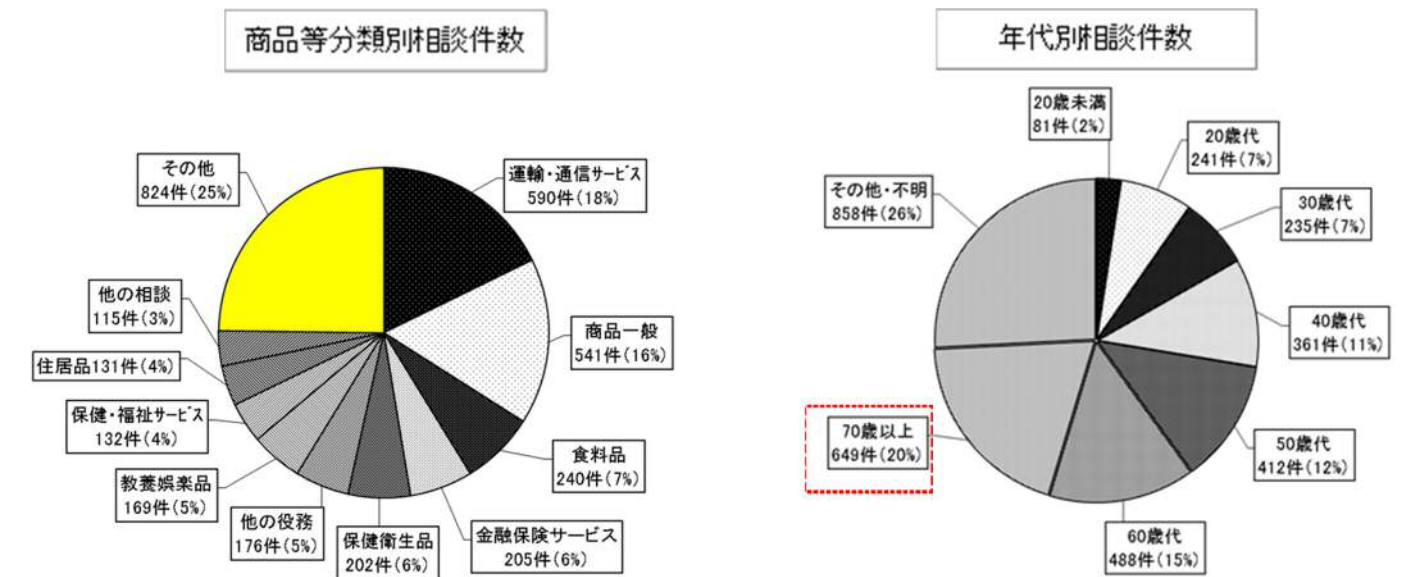


浜松市における消費者の現状

(1) 消費者相談（令和元年度実績）

相談を受けた商品等の内訳を見ると、運輸・通信サービスが590件と最も多く、次いで商品一般（何の請求か不明なもの）が541件、食料品（健康食品等の定期購入・注文した覚えのない食料品が届いたなど）が240件となった。

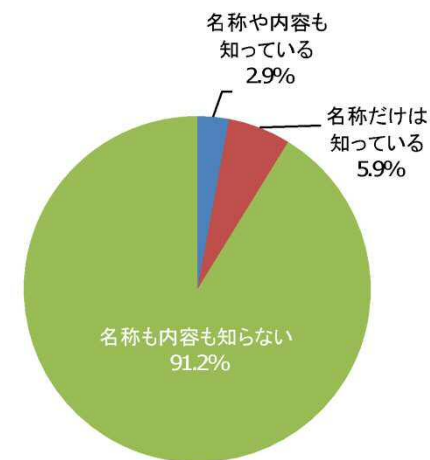
消費者相談の年代別相談件数は70歳以上の相談が多い。また、相談内容は、20歳未満ではゲーム課金、20～40歳代では情報商材、70歳以上では光回線の勧誘が多く、全体では、定期購入の条件のある商品の解約や架空請求の相談が多数寄せられている。



(2) エシカル消費、フェアトレード、SDGsへの関心

浜松市は消費者教育の推進にあたり、エシカル消費、フェアトレード、平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の概念の普及に努めている。前計画では普及に向けた体制の構築が行えた。本計画期間では市民への周知・意識啓発に注力していく。

エシカル消費を知っているか



フェアトレード商品を買ったことがあるか

